

掛川市条例第35号

掛川市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月5日

掛川市長

(別紙)

掛川市手数料条例の一部を改正する条例

掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(証明、閲覧等に係る手数料)</p> <p>第7条 証明、閲覧等に関する事務に係る手数料（次章及び第5章で定める手数料を除く。）の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 納税又は課税に関する証明書の交付 1件につき300円（1税目につき年度ごと1通をもって1件とする。）</p> <p>(5) 地方税法第382条の2の規定により固定資産課税台帳を閲覧に供する事務 1件につき300円（納税義務者につき年度ごとをもって1件とする。）</p> <p>(6) 地方税法第382条の3の規定による固定資産課税台帳の記載事項の証明書の交付 1件につき300円（納税義務者につき年度ごとに、土地は1筆を、建物は1棟をもってそれぞれ1件とし、1件増すごとに30円を加算する。）</p>	<p>(証明、閲覧等に係る手数料)</p> <p>第7条 証明、閲覧等に関する事務に係る手数料（次章及び第5章で定める手数料を除く。）の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 納税又は課税に関する証明書の交付 <u>（地方税法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）</u> 1件につき300円（1税目につき年度ごと1通をもって1件とする。）</p> <p>(5) 地方税法第382条の2の規定により固定資産課税台帳 <u>（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）</u>を閲覧 <u>（同法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）</u>に供する事務 1件につき300円（納税義務者につき年度ごとをもって1件とする。）</p> <p>(6) 地方税法第382条の3の規定による固定資産課税台帳 <u>（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）</u>の記載事項の証明書の交付 <u>（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）</u> 1件につき300円（納税義務者につき年度ごとに、土地は1筆を、建物は1棟をもってそれぞれ1件とし、1件増すごとに30円を加算す</p>

(7)～(13) (略)

(建築基準法による手数料)

第13条の2 建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定に基づく事務に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(4) (略)

(5) 第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査 1件につき120,000円

(6)～(14) (略)

(15) 第87条の3第5項の規定に基づく興行場等への一時的な用途変更に係る許可の申請に対する審査 1件につき120,000円

(16)・(17) (略)

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律による手数料)

第20条の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この条において「法」という。)第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第6条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数を併せて徴収するものとする。

(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下この条において「品確法」という。)第5条第1項に規定する住宅性能評価書又は品確法第6条の2第3項に規定する確認書(以下この条において「確認書」という。)を添付する場合

ア 新築住宅

(イ) (略)

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a・b (略)

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のも

る。)

(7)～(13) (略)

(建築基準法による手数料)

第13条の2 建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定に基づく事務に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(4) (略)

(5) 第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査 1件につき120,000円

(6)～(14) (略)

(15) 第87条の3第6項の規定に基づく興行場等への一時的な用途変更に係る許可の申請に対する審査 1件につき120,000円

(16)・(17) (略)

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律による手数料)

第20条の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この条において「法」という。)第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第6条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数を併せて徴収するものとする。

(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下この条において「品確法」という。)第5条第1項に規定する住宅性能評価書又は品確法第6条の2第3項に規定する確認書(以下この条において「確認書」という。)を添付する場合

ア 新築住宅

(イ) (略)

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a・b (略)

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のも

の 1 件につき42,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1 件
につき68,000円

イ 新築住宅以外の住宅

(ア) (略)

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a (略)

b 申請戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの
1 件につき38,000円

c 申請戸数が 6 戸以上10戸以下のもの
1 件につき61,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1 件
につき101,000円

(2) その他の場合

ア 新築住宅

(ア) 一戸建ての住宅 1 戸につき52,000
円

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a 申請戸数が 1 戸のもの 1 件につ
き52,000円

b 申請戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの
1 件につき118,000円

c 申請戸数が 6 戸以上10戸以下のもの
1 件につき187,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1 件
につき368,000円

イ 新築住宅以外の住宅

(ア) 一戸建ての住宅 1 戸につき77,000
円

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a 申請戸数が 1 戸のもの 1 件につ
き77,000円

b 申請戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの
1 件につき176,000円

c 申請戸数が 6 戸以上10戸以下のもの
1 件につき280,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1 件
につき550,000円

2 法第 8 条第 1 項の規定に基づく長期優良住
宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審

の 1 件につき41,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1 件
につき67,000円

イ 新築住宅以外の住宅

(ア) (略)

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a (略)

b 申請戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの
1 件につき37,000円

c 申請戸数が 6 戸以上10戸以下のもの
1 件につき60,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1 件
につき99,000円

(2) その他の場合

ア 新築住宅

(ア) 一戸建ての住宅 1 戸につき51,000
円

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a 申請戸数が 1 戸のもの 1 件につ
き51,000円

b 申請戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの
1 件につき115,000円

c 申請戸数が 6 戸以上10戸以下のもの
1 件につき183,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1 件
につき359,000円

イ 新築住宅以外の住宅

(ア) 一戸建ての住宅 1 戸につき75,000
円

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a 申請戸数が 1 戸のもの 1 件につ
き75,000円

b 申請戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの
1 件につき172,000円

c 申請戸数が 6 戸以上10戸以下のもの
1 件につき273,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1 件
につき538,000円

2 法第 8 条第 1 項の規定に基づく長期優良住
宅建築等計画等の変更の認定の申請に対する

査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。

(1) 品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価書又は確認書を添付する場合

ア 新築住宅

(ア) (略)

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a (略)

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき21,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき34,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき52,000円

イ 新築住宅以外の住宅

(ア) (略)

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a (略)

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき30,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき49,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき77,000円

(2) その他の場合

ア 新築住宅

(ア) 一戸建ての住宅 1戸につき31,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a 申請戸数が1戸のもの 1件につき31,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき67,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき107,000円

審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。

(1) 品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価書又は確認書を添付する場合

ア 新築住宅

(ア) (略)

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a (略)

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき20,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき33,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき51,000円

イ 新築住宅以外の住宅

(ア) (略)

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a (略)

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき29,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき48,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき75,000円

(2) その他の場合

ア 新築住宅

(ア) 一戸建ての住宅 1戸につき30,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a 申請戸数が1戸のもの 1件につき30,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき65,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき104,000円

<p>d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき<u>202,000円</u></p> <p>イ 新築住宅以外の住宅</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1戸につき<u>45,000円</u></p> <p>(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅</p> <p>a 申請戸数が1戸のもの 1件につき<u>45,000円</u></p> <p>b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき<u>99,000円</u></p> <p>c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき<u>159,000円</u></p> <p>d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき<u>301,000円</u></p>	<p>d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき<u>197,000円</u></p> <p>イ 新築住宅以外の住宅</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1戸につき<u>44,000円</u></p> <p>(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅</p> <p>a 申請戸数が1戸のもの 1件につき<u>44,000円</u></p> <p>b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき<u>97,000円</u></p> <p>c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき<u>155,000円</u></p> <p>d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき<u>295,000円</u></p>
---	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第7条第5号（「閲覧」の次に「（同法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）」を加える部分を除く。）、同条第6号（「交付」の次に「（第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える部分を除く。）及び第13条の2の改正 公布の日

(2) 第20条の2の改正 令和4年10月1日

(3) 第7条第4号、同条第5号（「閲覧」の次に「（同法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）」を加える部分を限る。）及び同条第6号（「交付」の次に「（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える部分に限る。）の改正 令和6年4月1日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 改正後の掛川市手数料条例第7条第4号、第5号（「閲覧」の次に「（同法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）」を加える部分に限る。）及び第6号（「交付」の次に「同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）を加える部分に限る。）の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる納税又は課税に関する証明書の交付、固定資産課税台帳の閲覧及び固定資産課税台帳の記載事項の証明書の交付について適用する。

